

総務経済委員会
令和5年12月8日（金）
午前9時29分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

南出 昌彦	田中 和仁
森下 伸吾	阪本 久代
岡 弘悟	田中 博晃
小林 弘	石橋 英和
中本 正人	

他に 副議長 岡本 安弘

会議に付した事件

1. 議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について
2. 議案第13号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について
3. 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
4. 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について
5. 請願第3号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について
6. 所管事務調査（橋本市の観光事業について）
7. 所管事務調査（農業振興について）
8. 協議（水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書（案）について）
9. 協議（国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書（案）について）
10. 協議（持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書（案）について）
11. 報告等（令和5年度 事務事業評価について）
12. 報告等（集会所移譲に関する補助制度新設について）
13. 報告等（令和6年度 橋本市民会館の運営方法について）
14. 報告等（橋本市浄水場1系水処理施設外更新・水道施設維持管理事業の工事進捗について）
15. 報告等（橋本市環境美化センターの閉鎖と市役所北別館への移転について）
16. 報告等（紀の川橋本サマーボール2023の実績報告について）
17. 陳情等（WHOとIHR（世界保健規則）に関する陳情書）

説 明 員

副 市 長	小原 秀紀	危機管理監	廣畑 浩
総合政策部長	土井加奈子	政策企画課長	中岡 勝則
総 務 部 長	井上 稔章	総 務 課 長	和田 芳明
財 政 課 長	三浦 康広	市 民 課 長	山本 陽子
消 防 長	永井 智之	経済推進部長	北岡 慶久
農林振興課長	石井 義光	産業振興課長	家田 郁久
シティプロモーション課長	大福 忍	建 設 部 長	西前 克彦
上下水道部長	堤 健	水道施設課長	森下 弘茂
下水道課長	辰巳谷昭範	健康福祉部長	久保 雅裕
会計管理者	櫻井 省吾	監査委員事務局長	櫻井 康雄

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長 笹山 奨

書 記 諸田 泰己

(午前9時29分 開議)

○委員長（南出昌彦君） 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけど、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより総務経済委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、12月7日の本会議において本委員会に付託された議案第10号、第13号、第28号、第29号、並びに請願第3号のほか、お手元に配付の事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第10号 橋本市長等の市に対する 損害賠償責任の一部免責に関する条例 について

○委員長（南出昌彦君） 議案第10号橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

総務課文書統計係長。

○文書統計係長（岩坪康夫君） 総務課岩坪です。よろしくお願いいたします。橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について まず、提案理由から説明をさせていただきます。

この条例は、住民訴訟の判決が確定し、市長等が市に対して損害賠償責任を負った場合に、市長等がその対象の職務に対して善意でかつ重大な過失がないときは、地方自治法に基づいて、その賠償責任を最低負担額に限定する制度でございます。この制度ができた背景としましては、現在の法律では、住民訴訟において、市長等に軽過失しかない場合でも、個人の責任としては、多額で過酷な賠償を命じる判決が出る可能性があり、その点について、国の地方制度調査会において、その在り方が見直された結果、令和2年4月1日付けの地方自治法

改正で、市長等の地方自治体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償額を最低負担額に限定し、それ以上の額を免除することができると。その条例を定めることが可能となりました。

令和2年度からこの条例を作ることが可能となりまして、全国的には既に多くの市町村で条例が定められております。和歌山県内では、田辺市のみが成立しているという状況になっております。和歌山県におきましては、令和4年3月に知事に対するこの免責条例が成立しておりまして、その動きを受けて本市の条例を提案させていただきました。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。条例本文をご覧ください。まず第1条、趣旨です。この条例は、地方自治法第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとするとしておりまして、ここでは、この制度の根拠は地方自治法の第243条の2の7にあることをうたっております。現行の地方自治法では第243条の2が根拠となっておるんですけども、令和6年4月1日付けで、地方自治法の改正が予定されておりまして、この条例案が令和6年4月1日施行の案となっておりますので、この案上は第243条の2の7という表記にさせていただきます。

続いて、第2条です。損害賠償責任の一部免責。市は市長等が市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から次条の最低負担額を控除して得た額について、責任を免れさせるものとする。ここでは、住民訴訟の判決が出て、例えば、市長の判断が市に損害を与えたので、橋本市は市長に対していくらくらの損害賠償を請求しなさいと、こういった判決が出た場合に、その判断をした当時の市長が善意でかつ重大な過失がない、つまり故意ではなく過失の

程度も軽い、こういった場合は、損害賠償請求額を第3条に定める最低負担額に制限することができるということが書かれております。

なお、この重大な過失がないとか、こういった判断は、この条例が定められた市町村については、その点も含めて裁判の判決の中で出されるということになっております。

次に、第3条の最低負担額です。法第243条の2の7第1項に規定する条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。(1) 市長6、(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員4、(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者2、(4) 職員1、これはですね、最低負担額の金額を定めた規定となっております、基準給与年額というのは、1年分の給与の額から、住居手当や通勤手当、扶養手当などを差し引いた額となります。例として、市長の場合は、その額の6倍は最低でも支払わないといけないということになっております。

なお、この条に規定している基準は、国が示している標準的な基準と同じ数字となっております。

最後、附則です。この条例は令和6年4月1日から施行します。適用区分として、この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用するとなっております。住民訴訟の原因となる行為が、令和6年4月1日以後に行われたものでなければ対象とはなりません。ですので、この条例の成立以前の行為は対象外ということになります。

以上を踏まえまして、再度参考資料をご覧ください。下半分に条例の適用区分についてのチャートを載せております。住民訴訟の判決に従いまして、市が市長等に損害賠償を請求する場合があったとしまして、市長等が対象の職員に対して善意で重大な

過失がない場合は、上に進めまして、この条例が適用されます。この場合は、請求額を最低負担額に免除して市長等に請求を行います。最低負担額は、年収に係数を掛けた額となります。それに対して、故意または重大な過失がある場合は、この条例は適用されません。この場合は、市は判決額の全額を市長等に対して請求をしていくことになります。

以上、説明を終わります。

○委員長（南出昌彦君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君） おはようございます。今、説明聞いて大体わかったんやけど、もう結局重大な過失っていうのは、訴訟終わってみらんとわからんっていうことでよろしいですかね。

○委員長（南出昌彦君） 総務課文書統計係長。

○文書統計係長（岩坪康夫君） そのとおりでございます。

○委員長（南出昌彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 議案第 13 号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（南出昌彦君）次に、議案第 13 号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。
簡潔にお願いします。

市民課長。

○市民課長（山本陽子君）市民課の山本です。よろしくお願いします。

議案第 13 号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について 説明させていただきます。

まず、住民票と印鑑証明に係る手数料について、これまでの経緯から申し上げます。昭和 63 年より、住民票は 1 枚 4 人までが 200 円。2 枚以上になる 5 人以上が 400 円。印鑑証明は 1 件 200 円とされてきました。平成 9 年に、窓口の混雑緩和を図るために導入された自動交付機では、住民票、印鑑証明ともに 1 件 200 円とされ、自動交付機での取得が進む一方で、窓口交付では世帯員数によって手数料が異なるという、窓口と自動交付との間でサービスの不均衡が生じておりました。そこで、平成 20 年 7 月から、手数料条例を改正し、窓口交付の住民票、印鑑証明とともに 1 件 300 円としたうえで、自動交付機においては 200 円に据え置き、手数料に差を設けることで、引き続き自動交付の促進を図りました。平成 28 年に開始したコンビニ交付は、これまでの自動交付機に替わるものとして積極的に利用促進をする必要がありましたので、手数料については、まだ稼働中であった自動交付機と同額の 200 円にすることで、コンビニ交付とマイナンバーカードの普及を進めてきたという経緯がございます。マイナンバーカードにつきましては、昨年度、特設会場を開設するなど重点的に交付促進を行い、その結果、交付率が大幅に伸び、今年度になって交付率が 80%を超えるようになりました。それとともに、コンビニ交付での取得件数も増え、

全体の交付数の 40% 近くに達するようになり、窓口の手数料との差を設けることによるマイナンバーカードの普及促進につきましては一定の成果が得られたと考えられます。このことが、今回コンビニ交付の手数料を改正する一つ目の理由であります。

二つ目の理由としまして、窓口交付の場合と手数料に差を設けることが、コンビニ交付を利用できない市民との間でサービスの不均衡を生じることとなっており、この事案を是正するということが挙げられます。また、コンビニ交付で証明書を交付する際に必要な 1 件あたりの経費は、経費に応じた額とはなっておらず、見直す必要があるということも改正理由の一つであります。

コンビニ交付に係る経費につきましては、参考資料の 2 枚目をご覧ください。この表の左側ですが、これはコンビニ交付における証明書 1 件あたりの経費について、令和 4 年度実績の交付件数と令和 5 年度交付見込み数により算出したものです。1 件あたりの経費については、表の下に記載している※ 1 の方法により算出したもので、例えば、住民票の場合、コンビニ交付に係る年間経費全体の 514 万 7,540 円を、コンビニ交付の証明発行件数割合で案分した 264 万 9,439 円が住民票の年間経費と考え、令和 4 年度実績ですと、年間交付件数が 6,513 件です。1 件につき 407 円の経費がかかることとなり、それに、証明 1 件ごとにかかる国の機関へ支払う交付手数料 117 円を加えた 524 円が、住民票 1 件あたりにかかる費用となります。同様に、令和 5 年度見込み件数から計算しますと、1 件 429 円かかることとなります。

また、表の右側の欄は、設定された手数料の額と交付に係る経費が同額になるために必要な利用件数について、ページ下段の※ 2 の方法により算出したものです。例えば、住民票の手数料が 200 円の場合、年間 3 万 1,920 件の利用件数があれば、経費も 200 円に抑えることができることとなります。一方、300 円の場合ですと、1 万 4,477 件の利用があれば、経費と手数料が同額となり

ます。しかしながら、令和4年度の住民票の窓口コンビニ両方合わせた交付件数が2万4,050件であり、毎年交付件数が減少傾向にあることから考えても、3万件以上の利用件数は今後見込めないと考えられます。このことから、コンビニ交付の手数料は、窓口交付と同じ300円に設定するのが妥当と考えられます。

以上にあげました理由により、コンビニ交付と窓口交付の手数料を統一するため、証明書交付に係るコスト面を勘案し、コンビニ交付における住民票と印鑑証明の手数料を300円とする改正を行うものであります。

以上、説明を終わります。

○委員長（南出昌彦君） ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） ありがとうございます。今のコンビニ交付に係る経費の比較ということで説明をしていただいたんですけど、この出し方がいいのかどうかというのは、ちょっと私全然判断はできないんですけども。最初の説明のところで、自動交付機の導入で、窓口の緩和を図るために自動交付機を導入して、その時に、結局窓口対応との金額の差をつけたっていうことになると思うんです。

それからでいいますと、平成9年からずっと、まあ言うたら、コンビニも合わせてずっと200円でできて、今、この時に、今現在、今のご説明のあった理由によって、また300円に。200円から300円に上げたのが平成20年で、また300円に全部合わせるっていう説明なんですけど。

窓口の混雑緩和とかっていう、その辺の要素っていうのは、今の計算の中に入っているんでしょうか。

○委員長（南出昌彦君） 市民課長。

○市民課長（山本陽子君） 自動交付を始めたあたりから、窓口に来られる方よりも自動交付を利用される方も便宜上、大変よいということで増えてきておりました。

自動交付機がなくなってから、マイナンバーカードの取得件数が増えるに従って、徐々にではありますが、コンビニ交付の割合も増えてきております。なので、窓口の混雑緩和にはつながっていると考えております。

○委員長（南出昌彦君） 阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。その窓口の混雑緩和の分も、この計算に入っているんでしょうかっていう質問なんです。

○委員長（南出昌彦君） 市民課長。

○市民課長（山本陽子君） 混雑緩和は、この費用の分には、計算には入れておりません。入っておりません。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） 昭和63年から平成20年6月までの間に、世帯4人まで1枚が200円。5人以上2枚以上が400円。印鑑証明は1件200円とされていたって。デフレスパイラルの間、バブル崩壊してから、日本は世界の先進国の中で、給料と物価の伸びが一番低い国ですよ。だから、今は据え置きでずっときてんのはわかるんやけど。今、物価上昇の割合が1%とか2%を目指してる中で、安過ぎるような気もするんです。こんなことを僕が言うのもおかしいんやけど、なぜかという、僕、自分で仕事で印鑑証明とかも貰いに行くんです。会社のね、会社の印鑑証明を法務局に貰いに行くんですけど、法務局は結構値上げしていったるんですよ。この10年でかなり上がってるんです。印鑑証明の手数料っていうのがね。

だからその、高いのがええとか、安いのがええとかいう議論ではなくて、何が適正価格なんかっていうのはね、考えていかなあかんのと違うかなとは思っています。だから今回、300円に上がるっていうのは、行政が判断して適正価格やと思ってるんですけども。ただ今後ね、物価上昇が続いた中でね、またその料金改定の話が出てくるっていうような話ってなってくるかな。これから、働き方改革とか、職員さんの給料とかの話も出てくる中で、費用対効果の中でコスト面で考えた時に割が合わないっていう

金額になってくる可能性もあるわけでしょう。その辺については、どのようにお考えなんでしょうかね。

○委員長（南出昌彦君） 総務部長。

○総務部長（井上稔章君） 岡委員のおただしにお答えします。

まず、今回の改正につきましては、マイナンバーカードの取得を促すと、促進するというような意味もございました。そんな中で、コスト面を比較したうえでということで、私以前からご答弁させていただいたような流れもありますので、コストを比較したところ、国の機関への1枚あたりの交付単価が117円と非常に高額になっておるところから、コンビニ交付がコスト的には高いという結果になっております。当然、この117円っていう単価も将来的には、発行枚数が増えれば、当然その分、国に入るお金も増えることになりますので、見直される可能性がございます。併せて、どんどんDX化っていうのを本市推進しておるところもございますので、他の手数料に関しましても、本当にこの手数料の設定でいいのかっていうようなところも検討する必要があると思ってます。

現在、財政課のほうで、行革の一環として、各証明書等の発行に係る手数料を見直す準備を進めております。これに合わせて、近いうちに、各手数料が本当にこれでいいのかっていうのを精査したうえで、また変更する必要があった場合は、議会のほうにご提案させていただくことになるかと思っておりますので、そのあたりはご承知おきいただければと思います。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） ありがとうございます。是非そないしていただきたいし、日本人で括ったらおかしいかもしれんけど、1万円の価値って絶えず1万円の価値あるって思ってるじゃないですか。ないんですよ。最近になってやっとね、円安になってきたら、あれ1万円が1万円の価値じゃないって、みんな気付き始めてるわけですよ。

ドル円で動くし、あと物価対物価が1%上がったら1万円は1万円の価値なくしていくんですよ。99%。ドルが10%、円安が10%進んだら、1万円は9,000円の価値しかないんですよ。

そういう考えでいくと、これから基本的には日本の物価が上がっていく方向になると思うんで、その割合もきっちり算出してから金額っていうのは決めていってください。これはもう要望で結構です。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（南出昌彦君） 次に、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。資料が多いと思いますけども、簡潔明瞭に説明をお願いします。

シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について ご説明いたします。やどり温泉いやしの湯の指定管理者として、SCRUMきのくに株式会社の指定についてご審議いただくものです。

まず、やどり温泉いやしの湯の施設の概要についてご説明いたします。資料 1 ページになります。やどり温泉いやしの湯は、橋本市南部の北宿 5 番地にあり、敷地面積は 4,773.56 ㎡。建物は、鉄筋コンクリート製の本館棟と木造の宿泊棟 4 棟からなっています。本館棟は、延床面積 672.19 ㎡。大浴場、源泉掛流しの露天風呂、おかん's C a f e として地元の野菜をふんだんに使ったレストラン。休憩室、物販スペース等があります。宿泊棟は温泉付 2 棟、温泉なし 2 棟からなり、それぞれ 6 名の定員で 1 棟貸しでご利用いただいております。料金については、日帰り入浴は、税込みで現状 700 円。小人 350 円となっており、宿泊棟は、お 2 人さま 1 万 2,800 円からとなっています。

次に、指定管理者の募集についてご説明いたします。資料 6 ページからの募集要項を市役所シティプロモーション課での配布及び市ホームページに公開することで公募といたしました。今回は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間の指定管理者の募集となります。公募の結果、SCRUMきのくに株式会社、1 社の応募がありました。選定にあたっては、資料 2 ページにありますように、10 月 26 日に 4 名の選定委員による選定委員会を開催し、応募者からのプレゼンテーションや質疑応答を受けて採点を行い、合計 318.7 点、平均 79.7 点で、最低基準点の 60 点を上回りましたので、指定管理候補者として選定いたしました。指定管理候補者の概要につきまして、団体名が SCRUMきのくに株式会社代表取締役 西 裕生氏。平成 27 年に資本金 250 万円で設立し、現在正社員 2 名、パート 5 名、アルバイト 6 名で運営しています。私たちは喜びのために全身全霊を尽くし、感謝の気持ちを忘れません。という経営理念のもと、やどり温泉いやしの湯を橋本市

の誇りにするという目標を掲げ、これまで努力を重ねており、その結果、平成 27 年 4 月から現在まで、やどり温泉いやしの湯の指定管理者として実績がございます。指定管理候補者からの管理運営の基本方針としては、大きく三点あります。一点目は、安心安全で快適な入浴環境の提供。鮮度の高い「生きたお湯」の提供にこだわっています。二点目は、地産食材の提供と地場製品の販売による地域への利益循環ということで、「お米」や「たまご」、「はたごんぼ」など、地元食材を優先的に利用することで、安心安全を感じられる料理を提供するとともに、売店でも地元産品を中心に販売を行っています。三点目は、「自然を活かす」をテーマにした空間づくりです。「自然を活かす」をコンセプトに季節に応じたプランを実施しています。

次に、市民の平等な利用の確保のための取り組みとして、長期的な継続運営ができることを目指し、安易な割引を行わず、利用客の少ない平日を休館日にすることで、運営コストを抑えたうえで営業日を増やし、市民の皆さまにご利用いただけるよう取り組んでおります。

次に、施設の効用を最大限発揮するための取り組みとして、地域性のある「食」の提供を行うことにより、競合施設との差別化を図るとともに、SNSを活用することで、新規顧客の獲得を目指しています。また、橋本市内や高野山への無料送迎車を運行するなど、顧客サービスに努めており、さらに、外国人観光客の誘客を促進すべく、海外向け予約サイトの登録や英語での接客マニュアルの作成。各言語に対応できるよう、翻訳アプリを活用するなど、インバウンドの受け入れ体制を強化しています。

最後に、管理コストを削減するための取り組みとして、人件費を削減するために、従業員のマルチタスク化を実施しており、さらに、機械に任せられる仕事は極力機械に任せるDX化を進めております。

それらの取り組みにより、これからの指定管理期間となります令和 6 年度から令和

8年度の収支計画をまとめたものが、資料5ページになります。やどり温泉いやしの湯の場合、利用の許可に関する業務など、つまり、入浴施設及び宿泊施設部分の運営が指定管理業務となり、飲食部門や物販部門は自主事業ということになります。指定管理料については、電気代や物価の高騰を考慮して、年間上限1,300万で公募したところ、資料5ページにまとめてありますように、候補者からは年間1,300万円。3年間の総額3,900万円で申請がありました。収支計画では、施設事業と自主事業を合計で見ても、収支が取れる計画になっており、これまでの実績等を踏まえ、運営に問題はないと考えますので、今後3年間の指定管理候補者の選定に向けて、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君）SCRUMさんずっとやってもらってるんで、その指定管理そのものには特に問題ないと思うんですけど、もともとの、やどり温泉ができた経緯っていうのがあったと思います。そこで、一定の効果を果たしたっていうのは、どんなタイミングで見るのかなと。もちろん建物もね、傷んでくるっていうのがあるんですけども。そういった部分まで、今、考えられるかどうか、お願いします。

○委員長（南出昌彦君）シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君）ただ今のご質問にお答えします。

議員おっしゃるように、我々としては、もう貴重な観光資源であると。今後も引き続き、やどり温泉いやしの湯の運営、ずっとやっていただきたいたいという思いは当然あるんですけども。実際、集客人数も増えており、一定の成果というか、

効果というか、橋本市に対しての還元というか、あったと僕は思っております。

ただやっぱり、この年度がやっぱり嵩んできていることによって、やっぱり修繕費が実際、年々増えてきておりますんで、そこらについては、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）田中委員。

○委員（田中博晃君）ただ、市としてもね、やっぱり一定考えとかなあかんと思うんよ、その辺も。特に、例えばね、モーターあかんかったとか、管にスケール付いて剥がさんなんとかって、やっぱりお湯汲み上げるんで、そういったので、結構経費かかってきてる。そこへ来て、どうしてもあそこ道が一本しか無くて、台風とか来たらっていうのもありますやんか。そういうのも並行して考えていっとかんと、今の段階で、その指定管理そのものが悪いとかじゃなくて、併せて考えていく時期なのかなというふうに思ってるんで、そのあたりをどう考えてます。

○委員長（南出昌彦君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のおただしにお答えさせていただきます。

やはり行政改革という一環で、今後起こりうる修繕等を具体的に想定して、もしこうなればこれぐらいの金額がいる。それから、先ほど担当課長が申し上げたように、収入としても、やはり右上がりで行きたいんですが、台風とか、それから周辺の道路事情等によって閉鎖されるっていうことも起こり得りますので、そういったことも含めて、向こう何年間というようなことを、具体的な数字を挙げて関係部局と協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（南出昌彦君）ほかにありませんか。

中本委員。

○委員（中本正人君）ちょっと一点お伺いしますけど、大体年間の集客数っていうのは、大体どのぐらいですか。

○委員長（南出昌彦君） シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君） 令和に入ってからの実績で説明させていただきます。令和元年が日帰り温泉の集客人数が1万5,167人。令和2年が1万2,347人。令和3年が1万1,160人。令和4年が1万3,356人。そして宿泊については、令和元年が1,940人。令和2年が1,751人。令和3年が1,740人。令和4年が2,363人となっております。

この数字から言いますと、やはり令和2年、令和3年については、コロナの影響でちょっと集客が落ちていると思われますが、令和4年度で、やはり西社長の頑張りもあって、右肩上がりでちょっと今、増えてきております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） 中本委員。

○委員（中本正人君） 私も、そう思います。

やはり、毎年やっぱり1万人からの客あるんですね。ただ、それで採算合うのかな。

それでもう一点聞きたいのね、市内と市外の入湯者っていう言うのかな。お客さんどんぐらいありますか。市内と市外。

○委員長（南出昌彦君） シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君） すみません。市内・市外の利用者は、ちょっと把握しておりません。全国から実際、多くの方が来ております。

○委員長（南出昌彦君） ほかにありませんか。

岡委員。

○委員（岡 弘悟君） 5ページの資料見せて貰った時にね、1,300万指定管理料上がってるんですけど、施設事業に関してはマイナスで、自主事業に関してプラスで、最終的には収支がプラスに持ってきてるんですけども、はっきり言うて、施設事業でマイナス出るのは、施設自体が悪いから違います。いや、僕悪いっちゃうのは、構造上の話をして、古いとか新しいとかの話をしてんじゃないくて、利用者が一番、まあ言え

ば、事業主としては、一番その利ざやが高いところは、宿泊やと思うんですよ。その宿泊の部屋が少ないんで、どうしても一番メインになってくる、まあ言うたら利益の上がる場所が少ないわけですよね。そんな中で、マイナスが出てるっていうのは、これもう事業のやり方いくら変えても、毎日満員でしてもらっても、多分これ、この部分はプラス収支になりにくい構造やと思うんです。もともとね。

そんな中で、お風呂とか、いろんなところで力を入れていただいて、そのマイナスを減らしていただけてるっていうのも、すごい理解もできるし、僕言いたいのは、指定管理料せめて施設料でプラマイゼロぐらいにしたほうがええん違いますんこれ。これ、だってね、自主事業っていうのは、これ僕、指定管理制度のいつもこれ一番の聞ってるやけど、全体のプラス収支増え過ぎたら指定管理料下げるし、マイナスやったら上げて、しかもこの自主事業でプラスになってるからええっていう話じゃないと思いますよ。

これ行政的に言うたら、まあ言うたら、貸主の設計自体が悪くて、その事業主の努力でプラスマイナスの収支を出してきてるっていうような事業は、できたらなるべく指定管理料で僕は埋めてあげるべきやと思うんですけど。ここでプラスね、指定管理料で儲けろっちゃう話してませんよ。指定管理料でプラマイゼロぐらいの話、しかもちゃんと事業者決める時にええ点数出してくれとるんでしょ。だから算定してるんですよ。ええ点数出してくれてるところがマイナス出るっちゃうことは、これは行政側が見たらなあかんと思うんですけど、それについてはどうお考えですか。

○委員長（南出昌彦君） シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（大福 忍君） 西社長に今の議員のお言葉をお伝えしたら、たぶん泣いて喜ぶようなことかなと思います。

今回も、僕らがこの1,300万円という数字を出した根拠になるんですけども。やはり

昨今の最低賃金の改定や電気代高騰の影響が反映されている。最もそれが高いなと思われる令和4年度の指定管理の収支額を実績に算出させていただきました。その中で予定している営業日数を鑑みた場合、これも西君とのやり取りの中で、今、実際木曜日開けてるんですけども。今後、ちょっと人件費とか電気代とかの高騰とかもあって、木曜日を閉館するという可能性もあるんですっていうお話しもあったので、私どもとしては、最低220日は開けて欲しいという思いで、今回積算したところ、1,300万という形になりました。

今回、西代表から出てきているのが、240日での計画になっておりますんで、ちょっと数字的な誤差っていうのがあるんですけども、委員おっしゃるとおりやと僕らも思っておりますので、もしその指定管理者としてSCRUMきのくに西社長が引き続きやっていけるとなった時には、連絡も密にとり、協議も行いながら、市としてしっかりと対応を、今後検討していきたいとは考えております。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） ありがとうございます。一番気になんのは、やっぱり人件費がね、抑えられて、西代表もそうやし、頑張ってる方が報われないような指定管理っていうのは、やはり問題があると思うんです。僕も小っちゃいながら会社やらしてもうてるけど、自分が努力した分やはりそれだけの報酬は貰うべきやと思うし、それを税金で賄えとは言えへんけども、構造上とか、収益の限界点をちゃんと把握して、収益の限界点に対してのマイナス何%までは、まあ言うたら行政が見るっちゅう考え方はね、ちょっとある程度方向性は決めていただきたい。収益で見たら10%ぐらいでしょう、これ、利益がね。利益10%っていうのは、ちょっとしんどいかなって。それだけの入館者がおられて利益10%っていうのは、ちょっとしんどいかなと思うんで、この辺の改善もやっぱりちょっと行政で見ていただ

ければ、これもう要望で結構なんで、これから今後よろしく願いいたします。

○委員長（南出昌彦君） 答弁よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について

○委員長（南出昌彦君） 次に、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（家田郁久君） それでは、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について ご説明をさせていただきます。

本件は、地場産業振興センター、通称「裁ち寄り処」の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。今回、指定管理者に指定しようとする団体につきましては、所在地、橋本市高野口町名倉1028番地の1。名称、高野口町商工会。代表、米田 恵一。指定する期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものです。

それでは、お手元の資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、指定管理者の概要につきましては、今、先ほど説明させていただいたところを除きまして、この高野口町商工会につきましては、昭和35年に設立されております。全体の従業員数としては、今年の10月1日現在で、12人となっております。ちなみに、この「裁ち寄り処」で従事していただける職員さんにつきましては、3人ということになっております。それから、指定管理を行わせる施設につきましては、地場産業振興センターということで、橋本市高野口町名倉288番地。敷地面積が458.2㎡。木造2階建て。延床面積374.69㎡となっております。建築年時は昭和63年でございます。

3番目の主な経緯でございますけれども、平成18年度から指定管理による管理運営を行っておりますけれども。平成18年から今現在まで高野口町商工会による指定管理の運営となっております。

それでは、次の4番目の来客数の推移になっております。直近の3年で言いますと、令和2年で7,643人。令和3年度5,803人。令和4年度6,424人となっております。平成30年度、令和元年度につきましては、コロナ前ということもありまして、1万人を超えるような来客の推移になっております。

それから、5番目の募集要項、仕様書については、後ほどのページに添付させていただいておりますので、またご覧いただければと思います。

6番目の指定管理候補者の選定経過につきましてですが、10月に募集要項の配布等を行い、同時に募集もさせていただいております。その結果ですね、応募団体が1団体ということで、今回候補者となっております高野口町商工会の1団体となっております。10月26日に選定委員会を開催しまして、応募者のプレゼンテーション及び委員さんの意見交換を行いました結果、委員さん4人による審査ですけれども、採点が272.5点、平均68.1点ということで、最低の基準点であります60点すべての委員で上

回ったということで、候補者として決定してございます。

次に、7番目の事業計画につきまして、候補者からいただいております事業計画を抜粋したものを載せさせていただいております。(1) 管理運営の基本方針につきましては、パイル織物などの地場産品の魅力発信による地場産業の振興、地域内外からの賑わいと活気を生み出す施設になるような運営としております。(2) 市民の平等な利用の確保につきましては、地場産品の展示販売、体験講習による産業の振興、にぎわい創出事業の展開、いろんな魅力発信。そういったこととともにですね、市民の方に気軽に利用いただけるような開放的な運営に努めるとしてしております。(3) サービスの向上につきましては、常に利用者のニーズの確認と、それから職員の資質向上に努めることで、サービスの向上に努めるとしてしております。

4番目の施設の効用を最大限に発揮することにつきましては、出品事業所の掘り起こし、体験講習の実施呼びかけ、提案型販売などに努めるとともに、情報発信ですとか、サービスの質の向上によって利用者の満足度を高めて、リピーターの確保に努めるとしてしております。また、レンタサイクルとか駐車場の拡充を図るとしてしております。

それから5番目の安定した管理運営のための物的・人的能力ということで、地場産品の売上拡大によりまして、財源確保、また体験講習受講者数の増加を図るとしてしております。さらにですね、より安定経営するというので、経験のある販売ですとか地場産品の、そういったところの知識に経験のある職員の配置、また、必要に応じて母体であります高野口町商工会からの人的な、また、財政的な支援を行うこととしております。

6番目の情報公開及び個人情報保護については、記載のとおりとなっております。

7番目の自主事業につきましては、レンタサイクル等の推進などを行うとしております。

最後にですね、4 ページに、今回、次の指定期間となります令和 6 年度から令和 8 年度までの収支計画書を載せさせていただいております。ご覧いただきたいと思いますが、すみません。恐れ入ります。資料を一部訂正いただきたいと思います。今のその収支計画書の 2 の支出の部のところが、恐れ入ります。令和 3 年度から令和 5 年度となっておりますけれども。収入の部と同じように令和 6 年、令和 7 年、令和 8 年というふうになりますので、訂正をよろしくお願いします。申し訳ございません。

説明につきましては、以上になります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（南出昌彦君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

5 請願第 3 号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について

○委員長（南出昌彦君） 次に、請願の審査に入ります。

請願第 3 号の紹介議員は、岡本喜好議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり、会議規則第 142 条第 1 項の規定により紹介議員の岡本喜好議員の本委員会への出席を求めることとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第 3 号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について を議題といたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等について、説明願います。

岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、請願の件名ですけど、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願ということで、紹介議員とさせていただきます。

要旨におきましては、資料に記載のとおりなんですけれども、来年の 6 月ですかね、WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則（IHR）の改正に関する協議内容や国民生活への影響等をわかりやすく国民に周知すること。

もう一点が、議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。という目的で出させていただいております。

経緯につきましてはですね、来年の WHO の条約改正と規則の変更、これに関してですね、外務省のほうが行っているんですけれども、その中においてパンデミック、新型コロナウイルスが蔓延しましたけども、その際に、WHO がパンデミックと指定した国に対して指導権を持って、その加盟国は、その条約規則に従うことになるということで、WHO が、例えば日本が、あなたはパンデミックの国ですよと指定をしたならば、日本のほうで行動制限をするのではなくて、WHO のほうから、もう指定をされ

て、あなたの国は行動制限ですよということで、日本の国の主権を失う恐れがあるという草案を今、WHOのほうが出してきたと、それに対して今、各国は、その草案を持ち帰って、賛同できるかできないかを確認してくださいよという状況でございます。日本の国の主権が制約を受けるという中に対して、国民に対して周知して欲しいという内容の請願でございます。趣旨はそうです。

あと、経緯につきましてですね、一部国会議員のほうから厚労省、外務省のほうに、そういう要請をしたんですけれども、いまいち反応がよくないということと、今、外務省のほうでホームページ出てるんですけども、出てる内容が英語のIHRの改正規則はこんな感じですよっていうので、英語版で出てきて、とてもじゃないけど読まないだろうというような状況でございますので、こういったものをですね、しっかり日本国民にわかっていただくようにして欲しいと。我々の力では、ちょっと力足らずなので、国民運動として広げていっていただきたいということで、議会を通じてですね、意見書を出していただきたいという、そういう趣旨でございます。

以上でございます。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君）ちょっと紹介議員さんに質問なんですけれども。

まず、英語の文って、翻訳の仕方いろいろ取りようありますやんか。現状、内容見ても、俺も全然英語わからんからあれやけど、理解できやんと。ただ、それを訳して、今後、国民に広げていこうってなった場合に、本来の趣旨、WHOの趣旨と外れる可能性もあるんちゃうんかなと思ってるんですけども。そのあたりをもう込みで、そのあたりをどない考えてるっていうんかな、それを、もしかしたら、趣旨の取り方

が違って、国民に広める恐れもあるんやけれども、そのあたりはどのようにお考えですか。

○委員長（南出昌彦君）岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君）政府に対する請願でございますので、外務省が公表する資料、国がお墨付けたその解釈でもって、こういう内容で条約に批准していいですかという形で情報提供する。して欲しいという。一部党とか、一部議員とか、一部市民団体とかの勝手な解釈によるものではないということでございます。

○委員長（南出昌彦君）田中委員。

○委員（田中博晃君）もし知ったっていいんですけども。今、こういった請願ね、全国いろんな自治体で、議会であがってるかもしれへんのやけども、もし知ってたら、これって、ぶっちゃけて言うたら国のことやし、どっちでもええねんっていう気も、ちょっと無責任ながらするんですよ。採択しようが、採択しまいが、さほど影響ないのかなって正直思うんですけども、他所の議会の状況っていうのが、もしご存じやったら教えてもらえたら。

○委員長（南出昌彦君）岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君）今12月議会やってるので、採択されている議会を聞いたということはございません。あと、委員おっしゃるとおりですね、中身の内容の精査、規則の内容の解釈の仕方って、いろんなやり方があるので、人によっては明確に書かれたものではないっていうのも、私承知してますので、こういうふうにとることもできると、行動制限させるようなこともできるという解釈ができるというレベルでございますので、一概にほかの議会でどういう進捗かっていうのは申し上げられないというのが実情でございます。

○委員長（南出昌彦君）暫時休憩いたします。

(午前10時23分休憩)

(午前10時23分再開)

○委員長（南出昌彦君） 再開します。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） この請願書の中に、現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案ではってことで、3項目書かれているんですけども。先ほどの質問とも重なるかもしれんけど。ここではこう書いてあるんだけど、本当にそうなのかっていうところが判断できないんですよ、早い話がね。私もいろいろ調べてみたけれど、英文は全然わからないし、日本語で書いてあるので言えば、今、来年の第77回WHO総会、来年5月ですね、これに向けて306の改正箇所について議論中と、だから各国が議論してるわけですよね。それと一応、その改正は全面改正としない。2番目にパンデミック対応で特定された公平性を含む課題やギャップに対処する。3番目として公平な方法で疾病の国際的な蔓延から世界のすべての人々を守るものとするという、この3項目に合わせた改正であるというふうに厚生労働省のほうのホームページに書いてあったんです。

これと先ほどの3項目が、どうなのかっていうことが判断できないので、この辺についての説明をお願いします。

○委員長（南出昌彦君） 岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君） もう委員おっしゃるとおりですね。

WHOのまず一個目の、この法的拘束力をもたせるということについては、そもそもWHOの規則を定めている国際保健規則というものは、法的拘束力をもって加盟各国が遵守する必要があるということで法的拘束力があると。その規則の中が変わるので、そこに対してそういうふうにとれる、我々の主権が害される可能性があることも考えられるということですので、この部分の解釈は外務省が交渉の中でやるべき話であると思います。

あくまでこの請願については、その進捗状況、情報の中身を開示してくださいというものでございますので、そこでご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（南出昌彦君） よろしいですか。

時休憩いたします。

(午前10時26分休憩)

(午前10時26分再開)

○委員長（南出昌彦君） 再開いたします。

森下議長。

○議長（森下伸吾君） 意見書の提出を求める請願でありますので、その意見書の中身も見せていただきまして、一つは、国民に周知するという点と、もう一つは、有識者などに意見を聴取すること、この二点を求めていることやと思うんです。

先ほども言ったように、我々もその内容を全部把握してるわけではないので、これがどうなのかっていうこともわからないですけども、ただやはり、この請願書の一番下にあるように、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されますとある。懸念ですけども、これが果たしてそうなのかどうかっていうのも、我々も判断がここはできないということもあります。

私もいろいろ見せていただいた中で、このパンデミック条約の第3条には、人権に対しては、人権の尊重をうたっています。本協定の実施にあたっては、人々の尊厳、人権、基本的自由を十分に尊重しなければならないというふうに、もう第3条に実は明記されてるそうです。私も実際に英文わからないので、英訳しかわかりませんが。というふうに、ここに書いてる、その部分というのは、ちょっと飛躍的な書き方をされてるのかなと思います。ですんで、情報を国民に対して周知するという点と、有識者に対して意見を聴取するという点では、その辺は賛同するところもあるんですが、このちょっと文章、このままの意見書を提出するというのであれば、少しこれは賛成しかねるところもあるかなというふうに思いますんで、その点はいかがお考えですか。

○委員長（南出昌彦君）岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君）事後ですね、修正をすることでご賛同いただける。基本的には条約に関して情報を出してくださいということに関しては、私もそれは当たり前のことというか、国会で勝手にやってくれていう話でもあるんですけども。そういうところに疑義を挟むものではないので、その文言修正で削除等でご賛同いただけるなら、その方向で調整させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）暫時休憩します。

（午前 10 時 29 分休憩）

（午前 10 時 29 分再開）

○委員長（南出昌彦君）再開します。

中本委員。

○委員（中本正人君）ちょっと一点聞きたいんですけどね。先ほど紹介議員の中で、国会のほうも、もう一つ反応が良くないというふうに言われましたよね。そういう中でね、出したところでね、それがどういう意味があるのかなと思うし、この反応が良くない理由というのは、どういうふうにとるんですか。わかる範囲で説明願えますか。

○委員長（南出昌彦君）岡本喜好議員。

○紹介議員（岡本喜好君）まず反応がよくないというのは、先ほど言いましたように、出されてる情報が全部英語で出されてるので、そういう問題があるということ、まず知らないということ。そして、そういう問題を、じゃあ確認しようと思って出てきた資料がすべて英文で、英語に詳しい方というか、堪能な方は大丈夫なんですけども、疎い方については、なかなか難しい。そして日本語に翻訳した時に、いろんな解釈の仕方がある。そこでどうとでも取れるじゃないかというところ。あとは政治的信条で、先ほど議長おっしゃられましたけど、特に人権とかしっかり条文であるんで、それに基づいたら問題ないであろうという方と、それを踏まえても、こういう解釈もできる

よねと、少しリスクを高く見積もる方、その差でどんどん人が減っていくと、情報のなかなか賛同者を得られないという状況であると思っております。

○委員長（南出昌彦君）ほかに質疑ありませんか。

それでは、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 30 分休憩）

（午前 10 時 32 分再開）

○委員長（南出昌彦君）再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第 3 号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願について を採決いたします。起立により採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（南出昌彦君）起立少数であります。よって、請願第 3 号は不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

この際、10 時 45 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 35 分休憩）

(午前 10 時 45 分再開)

○委員長（南出昌彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

6 所管事務調査（橋本市の観光事業について）

○委員長（南出昌彦君）次に、橋本市の観光事業について 所管事務調査を行います。

調査の理由、目的については、国内外から本市に観光客を呼び込み、自然、歴史、高野山麓で生まれた特色ある農商工文化を満喫できるまちを目指すとともに、地域に合った観光地づくりとして、地域住民、事業者、団体等と連携することで、訪れる人々が満足し、地域の活性化につながる観光のまちづくりへと発展させるべく、観光事業について調査研究し、これからの課題解決に向けた取組みを市に提言することを目的としています。

本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、提出資料等について簡潔に説明をお願いします

シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（米澤正貴君）おはようございます。

それでは、観光事業の実施状況についてご説明いたします。まず（１）観光資源の活用とブラッシュアップですが、本市の観光資源の中で特に、世界遺産高野参詣道「黒河道」、日本遺産「葛城修験」の魅力を広く知っていただくため、トレッキングイベントの開催、ホームページの掲載等による発信の取組みを行っております。また、高野山麓ツーリズムビューロー（DMO）と連携し、地域の方を対象としたワークショップ、講演会を実施し、参加者が地域の魅力を再発見する機会を創出しています。

次に、（２）観光イベントの活用についてですが、市内外の方に季節の花や花火を楽しんでいただくとともに地域活性化を図るため、記載のイベントを開催しています。

豊かな自然を体験できる場所の提供のほか、物販店、飲食店等への誘導をするなど、域内消費の増加に取り組んでおります。

次に、（３）地域の稼ぐ力を引き出す持続可能な新しい観光資源づくりですが、これまでB to Bで販売を行っていた高野口パイルは、一般消費者にとっても高品質、魅力的な商品であると捉えております。地域が稼ぐための要件である高付加価値商品として、パイル織物は実際にお越しいただき直接触って体験していただくことが最も魅力を感じることから、体験型コンテンツとして需要が高いと考えております。本市の産品や農産物などを再発見し、新たな観光資源づくりを検討してまいります。現状、実施している体験内容は、２ページの上段となります。

次に、（４）観光情報の発信手段と市民に対する取り組みですが、まず観光情報の発信については、パンフレット、はしもと広域観光案内所のほか、各道の駅等に配架し、「橋本体感」のホームページ、LINE、インスタグラム等を通じて情報発信をしております。また、市民に対する取り組みとして、SNSに関するセミナー、講習会を実施し、地域の魅力を再発見し発信していく機運醸成につなげております。

次に、（５）観光客の受け入れ体制における市街地の整備と公共交通の確保ですが、観光客の受け入れ環境整備として橋本駅前、市役所、杉村公園等に各スポットを掲載した観光案内看板を設置しております。また、はしもと広域観光案内所での訪日外国人の多言語案内、橋本駅・高野口駅にフリーWi-Fiを設置しています。公共交通の確保については、橋本・伊都広域観光協議会において、高野山麓地域へのアクセス向上、広域周遊を促進すべく、「高野山麓世界遺産アクセスバス」を運行しています。

次に、（６）観光プロモーション推進ですが、首都圏メディア、旅行会社等を対象としたレセプションへの参加、各催事に参加し、当市の魅力を発信しております。また、サイクリングについては、市観光振興アド

バイザーと連携し、コースの作成やツアー実施等、サイクルツーリズムの推進に取り組んでおります。

次に、(7) DMOとの連携ですが、橋本市を含め高野山麓地域をマネジメントエリアとするDMO、高野山麓ツーリズムビューローとは、観光を通じた地域活性化を目的として、観光地域づくり、観光プロモーションを委託するなど連携を図っているところでございます。日本の動向として、今後も人口減少が進行していくことが予測される中、地域経済も縮小していきます。DMOは地域の稼ぐ力を高める役割を持っており、観光客を高野山麓地域に誘致し、交流人口を増やし、地域活性化を促進する役割も期待されておりますので、今後も連携を図っていきたいと思っております。

次に、(8) 市のブランド化の取り組みと観光商品の充実ですが、地場产品及び特産品のブランド化により、産業の活性化と発展を目的に中小企業、農林業者に対し、地域資源を活用した新商品開発事業費の一部に補助金を交付し、事業者支援を行っております。完成した商品は、ふるさと納税返礼品登録、商談会出品等を促し、発信する機会の創出においても支援を行っております。

次に、(9) 観光交流型の商業サービスの構築ですが、本市の地域資源に触れる体験メニューとして、紀州へら竿製作体験、ぬいぐるみ製作体験等DMOと連携し、商品化しています。観光事業における全国的なニーズ・トレンドがモノ消費からコト消費に移行している中、観光客に対し「本市ならではの交流体験・文化体験」ができるサービス提供を行う事業者のさらなる体験メニューの充実が課題だと考えております。

次に、(10) 市民協働による観光事業を成功させるための仕組みづくりですが、観光による交流を活発に行うことが地域活性化につながる契機の一つであり、市民が地域を誇りに思い、次代を担える体制を構築していくことが重要です。多様な関係者との観光に向けた合意形成を推進するため、ワ

ークショップや講習会を開催し、市民の地域に対する理解を深めるとともに、市民が観光事業に参画できるような接点を増加することで、新たなプレイヤーの発見や参加意識の醸成に努めています。

最後に、(11) 観光振興による橋本市への相乗効果ですが、本市では市内で宿泊できる施設が少ないことから、観光振興においては日帰り観光客をいかに獲得できるかが重要となります。そのため日帰り観光客が利用しやすい日中帯の市内周遊プラン、体験ができる店舗や施設の強化を行うことにより、日帰り客の客単価を向上させ、市内事業者の所得を向上させることが本市の観光客を呼び込む大きな目的となります。本市には農産物、高野口パイル、紀州へら竿など日帰り客をターゲットとしても十分に高単価かつ購買意欲を持たせることができる魅力のある商品が多数あると考えており、昼間人口を増やし、市全体への経済効果として返ってくることが期待されると考えております。

以上、観光事業の実施状況についてのご説明となります。

○委員長（南出昌彦君）説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

岡委員。

○委員（岡 弘悟君）一点、読ませていただいて、正直な感想なんですけど。本市の観光、何かイベントとかさういって人が動くと人が来てくれるっていうものが多いと思うんです。サマーボールもそうやし。何かこうイベントを打ったり、人がプロモーションしたのに関しては人がパッと寄るんやけど。ほんまの意味の観光っていうのは、観光客が来たくて、これを見たくて、それは誰にも携わらずに、個人で見て回ってくれるっていうのが、ほんまの観光やと思うんです。イベントに参加するのは、観光っていうふうには僕は思わないんやけど。

そう考えた時に、やはりじゃあ今、本市で何をつくり出すかっていうたら、やはり

そういう観光客の食指が動くようなものをつくり出さなあかんと思うんです。それは行政が別に人を使ってイベントをやる必要もないし、もちろんそれが不必要とは違いますよ。それはそれでやったらええんやけど。そういった、365日誰かが見たいよと思ってもらえるものを作っていくって、僕はずっと提案はさせてもうとるんやけど、そういったものの観光づくりっていうのを中心にこれから考えていかなあかんとは思うんですけど。この内容読んどったら、ちょっと違うんちゃうかなって僕は思ってしまうんです。市民共同参画にするにしたって、何したって、人とお金が動かんとなかなかできへん事業なんやけども。そういうものではなくて、もっと何か本質的なものを、考え方を変えていかんと、これからの観光産業っていうのは、橋本市伸びていかへんのと違うんかなと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうかね。

○委員長（南出昌彦君） シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（米澤正貴君） 今のところおっしゃるとおり体験型であるとか、そういった書かせていただいているところの今のところは、地元の方のPRっていうのが確かに中心になってると思います。

先日購入させていただいたE-Bikeなんですけども、そういったもので何とか市内を周遊していただく機会を増やしていければなというふうには考えております。

○委員長（南出昌彦君） 岡委員。

○委員（岡 弘悟君） DMOとか、それを僕は否定はしないけど、それはそれで、そういう意味での観光っちゅうか、そういう意味での商業が発展したらええと思うけど。例えばE-Bikeにしたって、例えば自分が目的持ってこれ見たいとか、ここに行きたいっていうのがやっぱりないとなかなか、ただ単にサイクリングするだけで乗るっていうのもしんどいし。だから、そういったものを作り出すっていうのは、結局本市で歴史的なものとかそんなもの今更作れって、

もうできないから、僕はいつも思うんやけど、皆知ってると思うけど、ニッチでB級やと思とるんですよ。そういう取り組みっていうのは、人もそんなかかれへんし、まあ言えば勝手に話が進んで、この間一般質問の時も言わしてもらうたけど、撮り鉄さんの話もそうやし、別に市がどうこうしてるわけではないんです。車庫に旧型の車両があるらしいですよ。車庫でしか見れないらしいですよ。僕あとから調べたんですよ。電話かかってきました。岡さん何であそこに撮り鉄さんおんのか知ってるって言って、いや全然わからないって言ったら、旧型車両があんねん。あそこ車庫内で動くんやで、みんなあれ撮りに来てんねん。その旧型車両すごくええねんって、ああなるほどな、僕らでは価値観全然違うわ、僕には価値がわかりませんって言うたら、撮り鉄さんにとったらすごい価値がある。

だから、自分が価値がわかれへんからこれはないよってポンッてすんのは簡単やけど、価値あると思ってる人もおるんやから、そういう掘り出しをしていくのも必要やと思うんで、これ要望なんで、よろしく願いいたします。

○委員長（南出昌彦君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中博晃君） これ、委員長に質問っていうたらあれなんですけど、今後もういった形で、こういう所管事務はやっていってもらえるんですかね。まずそこ確認先したかったんで。

○委員長（南出昌彦君） 今回、観光事業の実施状況の検証ということで、農業振興とともに所管事務調査させていただいてます。

今日の報告内容については、現状報告っていうか、いうふうな形で今日は報告していただいておりますけども、実施状況の検証をして、当局がどのように検証していくのかも含めまして、議会とともに一緒にまちづくりにつなげたいということで、今後もうやっていきたいというふうに思っております。

○委員（田中博晃君） ごめん。委員長にばかり質問して申し訳ないんですけども。っていうことは、例えば特化して、最初に書いてくれてある、例えばこれやったら桜まつり、サマーボール、菊花展って書いてくれてますけども、それはそれでまたやったり、例えばDMO関連やったらDMO関連でもやっていくみたいなことも考えられてるんですかね。

○委員長（南出昌彦君） 当然。そのように進めたいと思います。

ほかにないですか、阪本委員。

○委員（阪本久代君） 2ページの⑤の観光客の受け入れ体制における市街地の整備と公共交通の確保っていうところがあるんですけども。来てもらうのには、この交通の便っていうか、割と、例えば、菖蒲谷の藤のお寺の季節、5月の連休ぐらいすごい見どころで、結構歩いて行かれてる方もあるんやけれども、たまたまその時に、あそこデマンドタクシーのバス停あるんです。せやけど、デマンドタクシーって時間決まってるし、1時間前に予約しないとイケないから、結局観光客の人が使えるっていうことはほぼないと思うんですね。

だけでも、そういうとこ何か所かあると思うし、でもここに書いてあるのは、高野山麓世界遺産アクセスバスしか書いてないんでね、ちょっとこれでは、あまりにも実際の市内の状況の把握からは外れてるん違うかなと思うんですけども。それとか南海高野線が高野山まで行けなくて、橋本でバスに乗り換えなあかんかった時に、せっかく橋本で降りてくれてはるんやけれども、周りに食べるところもほとんど見つからなくてっていうようなこととかね、やっぱり、もうちょっとこの現状の把握で言えば、もっとしっかり現状を分析したほうがいいん違うかなっていう、そんなふう思うんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（南出昌彦君） シティプロモーション課長補佐。

○シティプロモーション課長補佐（米澤正貴君） 今のただしですけども、公共交通につきまし

ては、今現状連携させていただいてる広域観光協議会というところでご報告させていただいたところでございます。

橋本駅前の関係につきましては、案内所のところですね、実際待ち時間をおっしゃられたような30分であったり、40分っていうところがあった場合は、例えば30分で散歩して帰ってこられるよというような形で、案内所の職員が実際に来られた方に対してご案内させていただく、そういった取り組みを行っております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 今回、報告資料説明いただきましたけども、実施状況の検証ですんで、今回は、今現状を報告いただきました。

あとはですね、今後どのように展開していくかっていうところも含めて、この所管事務調査を若干継続して進めていきたいなと思うんですけども。

ちょっと暫時休憩します。

（午前11時00分休憩）

（午前11時04分再開）

○委員長（南出昌彦君） 再開いたします。

何かご意見ありませんか。

田中副委員長。

○副委員長（田中和仁君） この件については、まだまだ調査研究が必要ですので、提言に向けてまた委員からの意見、継続して聴取していきたいと思います。ということで、継続でさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（南出昌彦君） ただ今、田中副委員長から本所管事務調査の継続調査ということで求める発言がありましたけども、今回の所管事務調査については、継続調査とし、それをもって調査期間を調査終了ということにさせていただきたいと思っておりますけど、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(南出昌彦君) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって本件は継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに決しました。

7 所管事務調査(農業振興について)

○委員長(南出昌彦君) 次に、農業振興について 所管事務調査を行います。

調査の理由、目的については、本市は、生産基盤や農地の減少、担い手問題や就農者の高齢化、担い手不足による放棄地の拡大、農産物の販路、農業維持のための収益・収入など多くの問題を抱えているため、緑豊かな田園都市を後世に残しつつ、橋本産のブランド農産物の発展と発信が可能な農業振興のあり方を考え、市に提言を行うことを目的としています。

本調査に関し、当局より関係資料の提出がありますので、提出資料等について、当局より説明をお願いします。

農林振興課長。

○農林振興課長(石井義光君) おはようございます。それでは、所管事務調査における農業振興についての振興策の実施状況について説明をさせていただきます。

お手元の資料1ページのほうをご覧ください。まず、(1)多様な担い手の育成ということで、①担い手の育成です。そちらにつきましては、記載のとおり、国等の補助事業などを活用していきながら担い手の育成に取り組んでいます。今後も新規就農者等の就農相談であったり、補助金申請等における支援から経営、栽培の指導、営農指導のほうまで農業委員会、県であったりJA等とも技術職員との協力を得ながら、連携しながら支援をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、②認定農業者の育成であります。認定農業者は、現在46名いらっしゃいます。そのうち3名の方が認定新規就農者から認定農業者に移行をされておると

ころです。青年等就農計画達成が新規就農者の中で見込まれる農業者については、順次認定農業者となるように、担当課のほうから働きかけをしているところであります。

続きまして、2ページになります。③の新規就農者の育成・確保です。認定新規就農者につきましては、現在17名。累計で30名ということになっております。就農希望者の方につきましては、面談のうえ、国等の補助金が活用可能か十分面談時間を取りまして、判断をしながら、申請等の支援をしている状況となっております。ただ、そんな面談の中で、国の補助事業の条件にあたらないう方っていうのもおられますので、こういった方への支援というのも、今後、課題なのかなというふうに今、現状では考えております。また、新規の就農者につきましては、やっぱり一人でこの農業っていうのを抱え込んでしまうと、やっぱりしんどくなるというところがございますので、例えば橋本市の4Hクラブとか、そういう若手の農業者グループに入るなどして、そういう同じ職業をされている方との情報交換なんかも積極的にしていただけるようにということで、加入についての指導っていうのも併せてしております。

④地域計画の推進になります。こちらに記載をさせていただいていますスケジュールについては、国で示されております計画策定から実行までの流れというふうになっております。この地域計画は、人・農地プランを法定化しまして、将来の農地利用の姿を明確化する国の計画でありまして、最終的には橋本市の10年後の農地の状況を計画としてまとめることとなっています。農地の基盤整備がこの中山間の地域で、なかなか進められていない橋本市のような農地が多いところにおきましては、地域計画の策定については時間もかかるかなと思っておりますが、令和7年3月策定に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、⑤農業青少年グループへの支援ということで、先ほどもお話しをさせ

ていただきましたが、農業青少年グループの一つである橋本市の4Hクラブとは、定期的に懇談会を開催しまして、意見交換をしております。この農業者のグループなんですけども、それぞれがやっぱり個人事業主ということで、栽培の品種であったり、経営規模等の違いもあったりしながら、なかなか4Hクラブ全体として統一した意見っていうのが、方向性としてまとまらない場合もあるんですけども、こういった懇談会が出された意見が、農業者の支援に今後もつながっていくように、継続して懇談会を実施して、その意見を反映できるように取り組みたいっていうふうに思っております。

次、3ページになります。(2)生産基盤の再構築です。①生産基盤の整備といたしまして、10地区におきまして圃場整備を実施し、104.8ヘクタールを整備しております。

②農地の流動化についてです。本市の基幹作物は中山間地等での果樹経営が中心となっております。農地の利用については、条件の良い平野部の農地は一定の利用集積っていうのが進んでおところではございますが、中山間地域における農地では、なかなかその流動化が進みにくい状況にあるというのが現状です。なお、令和4年度の農地所有権移転実績は、記載のとおりとなっております。

③農地の利用促進というところです。令和4年度の農地利用集積の実績は、記載のとおりというふうになっております。今後も農業者をはじめ、農業委員会、農業委員であったり、JA、県、市などが関係機関連携しまして、農地中間管理事業を積極的に活用して農地の利用促進を進めたいと考えております。

④耕作放棄地・遊休農地対策です。遊休農地の発生防止・解消等を目的にしまして、年1回農業委員、農地利用最適化推進委員が農地の状況を確認する「農地パトロール」を市内全域すべての農地を対象に実施しております。令和4年度の利用状況調査の

実施状況は、記載のとおりというふうになっております。ただ、後継者がいないというなどの理由で農地を手放したいっていうふうなところとか、今後どうしたらいいかっていうふうな内容の相談が、農業委員会にも寄せられているところがございます。また、耕作放棄地対策についても、今後さらに取り組む必要があるかというふうに考えております。

4ページになります。(3)農業経営の安定と向上の①地産地消・食育事業の推進です。農林振興課では、県、JAと合同で市内の小学生を対象に柿の渋抜き、吊るし柿体験の学習等を実施しております。また、橋本市生活研究グループへの支援といたしまして、補助金を交付しまして、食育活動の支援に取り組んでいただいております。今後、学校や家庭、地域でのこの食育活動との連携というところも、それぞれが意識しながら取り組む必要があるっていうふうにも考えております。

②農業と他産業の連携です。農家が他産業の事業者と連携する。いわゆる異業種連携は重要なことであるというふうに考えております。異業種連携で、連携の中で新たな出会いとか、これまで単体ではできなかったこととか、見えていなかったことというのが、そういう連携によって新たな発想で動き出す可能性が広がるのかなというふうに思っております。現状では、なかなかそういう大きなマッチングっていうような事業等は、取り組みはできてはいないんですが、農業者の方と他業種の方をつなぐような、そういう、それぞれ個々の取り組みっていうふうなところも、今後は継続して続けていきたいというふうに思っております。

③スマート農業推進事業についてです。市独自の事業として、スマート農業の推進っていうのは、なかなか取り組めてはいませんが、県の補助事業採択者への補助金の交付というのは実施をしております。令和4年度の実績については、記載のとおりというふうになっております。

続きまして、④農業法人化事業についてです。農業法人化事業は、令和3年に新設をしました農業振興条例関連補助事業の一つで、令和3年度に1事業者の法人化ということで支援をしております。その後、この事業の活用っていうのは、令和4年度はなかったんですが、今現在、1農業者のほうから、この法人化に向けての相談を受けておりますので、そちらのほうの支援を継続していきたいというふうに思っております。

次、5ページになります。⑤6次産業化です。橋本ふるさと便事業、農産物インターネット販売促進事業や農業振興条例関連補助事業の農産物加工施設導入事業に取り組んでいる中で、販売流通に興味を持つ農業者が、徐々にではありますが増えております。ただ、飲食とか宿泊のサービス業っていうところにつきましては、本業の農業とは、ちょっと異なる専門性が求められておりますので、取り組む農業者っていうのは、現状なかなかいないというのが、そういう状態になっております。ただ、6次産業化っていうのは、所得向上に向けた有効な手段の一つっていうことでもありますので、他産業の連携とも併せて、そういったことも紹介をしていく必要があるというふうに考えております。

⑥農産物のPRや農産物の高付加価値化です。農産物のPRについては、各種事業、イベントにおきまして、記載のとおり実施をさせていただいております。高付加価値化に向けましては、生産者への信頼の獲得でありましたり、食味の良さなどを消費者に向けて発信する手法を検討する必要があるというふうに考えております。

⑦高野山麓精進野菜等の農産物の産地化、ブランド化についてです。高野山麓精進野菜の産地化事業につきましては、農家所得の低迷であったり、後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を解決することを目的に、平成29年から取り組みを開始しております。付加価値を高めるためには、安心・安全であるとか、食味が良い、新鮮である、

作り手への信頼であったり、そういった生産者の思いを伝えるっていうふうな取り組みも必要だというふうに考えております。また、販売基準や品質を守るために、年2回、「目揃え会」を開催をしており、野菜の出荷基準、栽培方法、色や大きさなどを参加者において確認をしまして、また栽培方法の情報交換など、生産者の交流の場としても活用をさせていただいております。また、認知度の向上といたしまして、12月広報で特集を掲載しまして、体にやさしい、「安全・安心」な野菜としてPRに努めております。また、来年2月には、啓発イベントを開催しまして、市民へのさらなる周知にも取り組みたいというふうに考えております。併せて、販路の確保っていうのも重要などころではございますので、飲食店、小売店にも働きかけていきたいというふうに考えております。栽培品目の見直しであったり、大きな課題の一つであります生産農家の増加についても、生産農家の方や、高野山麓農産物産地化協議会の委員さん方とも十分話し合いをしながら、そういったところを課題解決に向けて取り組みをしたいというふうに考えております。

⑧白ごま等の産地化と販路開拓ということで、白ごま栽培の産地化事業につきましては、平成29年に試験栽培を開始をしまして、令和元年度には、15農家が生産した白ごま約180キロを出荷をしております。令和4年度には22農家が約300キロの白ごまを出荷しております。今年度につきましては、21名が栽培をしております。日本国内の白ごまの流通量につきましては、国産ごまにつきましては0.1%というところになっておりまして、またこの需要があるというところにつきまして、そういったところもありまして、この産地化の取り組みが始まっております。今後の課題としては、生産規模の拡大というところで、意欲的に生産に取り組まれてる農業者も多いところから、この白ごまの生産者の増加についても、今後、増えていくような啓発をしていきたいというふうに考えております。

⑨ため池関連法の成立に伴う、快適で安全な農村環境づくりです。重点農業用ため池が178池ございます。それに対しまして、劣化状況調査・豪雨耐性評価を実施しまして、令和5年度中には132池で、その調査が完了する予定というふうになっております。ため池を適正に管理・保全することによりまして、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による下流住民の農地を含む財産・生命の安全を守るための措置を義務づけるものというふうになっておりまして、補修・改修を行うことで、ため池が延命化され長期使用が可能となります。その結果、安定した使用が可能となり、農業環境の改善につながるというふうに考えております。

6ページの⑩農業生産施設等への支援になります。農業生産施設の支援については、そちらに記載のとおりとなっております。近年は、農業生産施設等からの大型設備導入の申請相談等の実績は今のところありませんが、今後また、そういう相談がありましたら、また対応していきたいというふうに考えております。

⑪障がい者雇用などの農福連携についてです。農福連携は、障がい者が活躍できる就労の場を増やすとともに、担い手不足や高齢化が進む農業において、働き手の確保につながる事が期待されている取り組みで、現在市内の4事業所で取り組まれています。農業者からの相談等がありましたら、福祉課や橋本・伊都地域自立支援協議会就労支援部会等と連携をしながら、農業者の方と福祉事業者が相互理解のうえ事業実施できるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

⑫有機農法をはじめとする持続可能な農業の推進、普及についてですが、化学肥料や農薬の使用を減らし、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を導入した活動を実施しております団体を支援する事業として、令和4年度には、2つの団体に補助金を交付しておりますのでございます。

(4) 橋本市農業振興条例。①「農業におけるそれぞれの役割」についてでございます。

令和3年度に施行しました農業振興条例には、行政の役割、農業者の役割、市民の役割、それぞれ記載をさせていただいております。農業・農村が果たす役割につきましては、農産物を生産するという食糧供給の場であるだけではなく、さまざまな機能を有しております。この暮らしを豊かにしてくれるこのような機能を未来へつないでいくために、どんなことに取り組むべきか市全体で考えていくための仕組みを検討する必要があるというふうに考えております。

②農業振興条例における補助制度の検証です。農業振興条例の補助制度につきましては、補助制度と農家のニーズがなかなかマッチをしていなかったこと、また周知が不十分であったことなどの要因で、令和3年度・令和4年度の補助金の執行率についていいますのが25%程度ということに、状況になっております。令和4年度に検証して見直しを行いました。また、今年度も令和6年度に向けて見直す予定をしておりまして、農林振興課のビジョンといたしましては、やっぱり新規就農者等の担い手の育成でありましたり、遊休農地の解消についての補助制度等を検討をしていきたいというふうに考えております。

(5) 将来の展望についてです。農業経営につきましては、専業農家・兼業農家や栽培の作物の違いなどによって大きく変わりますし、近年の異常な気象現象などでも大きく変わるため、なかなか予測することは難しいところではあるんですけども、本市の魅力を発信をしまして、地域内外から新規就農者や定年後でも新規就農しやすい仕組みを構築し、担い手を確保し、橋本市の農業の中核的な役割を担う人材を育成・確保しながら、6次産業化等で農業経営の安定化を進め収益性の高い農業を実現するとともに、市民全体で農地を守っていく意識の醸成が必要だというふうに考えております。

(6) 農業従事者から市への要望といたしまして、窓口等で相談とか要望として寄

せられる主なものといたしまして、鳥獣被害対策、防護柵とか檻等の設置の相談であったり、イノシシ・シカ・アライグマ・カラスなどの農作物被害のことであったり、人手不足、労働力の確保というところで後継者の担い手のことの相談であったり、耕作放棄地の対策で、なかなか維持管理ができないとか、農地を手放したいっていうふうなことが相談として多く寄せられているところです。あと、農業者から最近やっぱり多いのは、橋本ふるさと便を何とか継続をしていただきたいというふうな要望等も多く寄せられておるというところになっております。

すみません。長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（南出昌彦君） ありがとうございます。説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 28 分休憩）

（午前 11 時 31 分再開）

○委員長（南出昌彦君） 再開いたします。

何かご意見ありませんか。

田中副委員長。

○副委員長（田中和仁君） 幅広くまとめてくれてあるので、委員さんたちと協議しながらですね、ポイントを絞って継続して審議していきましょうか。調査研究していきましょうと思うんですが、皆さんいかがでしょう。

○委員長（南出昌彦君） それでは、お諮りいたします。

農業振興の所管事務調査については、継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ご異議なしと認めます。よって本件は継続調査とし、その調

査期間を調査終了までとすることに決しました。

8 協議（水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書（案）について）

○委員長（南出昌彦君） 次に、水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書（案）について ですが、本件については、田中副委員長から会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である田中副委員長より説明願います。

○副委員長（田中和仁君） 意見書案を配付いたしましたけども、当局から陳情を行ったことについて、議会からも意見書を、とのお話もありましたことから、この度、水道事業の基盤強化のための財政支援の拡充を求める意見書（案）を提案するものであります。

内容については、お手元の意見書案のとおりですので、お目通しをいただきたいと思います。

○委員長（南出昌彦君） 説明が終わりました。

本件について質問等ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君） すみません。ちょっと言葉の意味がわからなかったのも、ちょっと説明お願いしたいんですけども。

下から 5 行目、スマートメータ導入ということで、スマートメータ調べたら、何か電気の 30 分ごとに料金がわかるみたいなこと書いてあって、でもそういう解釈でいいのかどうかっていうことと、そのことが、経営の効率化による水道事業の基盤強化はもとより、検針員のなり手不足解消や漏水箇所の特定、高齢者等の見守りサービスにも活用できるっていう、この辺の説明をすみません。お願いします。

○委員長（南出昌彦君） 水道経営室長。

○水道経営室長（寺田嘉文君）スマートメータについてご説明申し上げます。

スマートメータにつきましては、水道の使用量等をスマホですとか、そういったもので確認できるようなシステムになっております。

高野町のほうで現在導入されておりました、高野町ですと雪が深いので、メータがちょっと埋もれて検針がしにくいというようなこともあるようで導入されております。あと、見守りににつきましては、そういうご家族、高齢者のおひとり住まいの方のご家族の方が、その高齢者の方の使用状況を確認して、きちんと動いてなかったらちょっと確認するとかっていうことに活用できます。

以上です。

○委員長（南出昌彦君）ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）暫時休憩します。

（午前 11 時 35 分休憩）

（午前 11 時 35 分再開）

○委員長（南出昌彦君）再開します。

それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案は、意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第 14 条第 2 項の規定により本委員会から提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

9 協議（国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書（案）について）

○委員長（南出昌彦君）次に、国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書（案）について ですが、本件については、田中副委

員長から会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である田中副委員長より説明願います。

○副委員長（田中和仁君）引き続き、当局から陳情を行ったことについて、議会からも意見書を、とのお話もありましたことから、この度、国庫補助制度の拡充と創設を求める意見書（案）を提案するものであります。

内容については、お手元の意見書案のとおりですので、お目通しをいただきたいと思います。

○委員長（南出昌彦君）事前配付しておりますので、お目通しいただいていると思います。

説明が終わりました。

本件について質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）それでは、取り扱い等ご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

（午前 11 時 36 分休憩）

（午前 11 時 37 分再開）

○委員長（南出昌彦君）再開いたします。

それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案は、意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第 14 条第 2 項の規定により本委員会から提出したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

10 協議（持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書（案）について）

○委員長（南出昌彦君） 次に、持続可能な汚水処理事業の実現に向けた支援を求める意見書（案）について ですが、本件については、田中副委員長から会議規則第 14 条第 2 項の規定に基づく本委員会からの議案の提出について提案のあったものです。

それでは、提案者である田中副委員長より説明願います。

○副委員長（田中和仁君） 3 件目です。当局から陳情を行ったことについて、議会からも意見書を、とのお話がありましたことから、この度、持続可能な汚水処理を実現するための支援を求める意見書（案）を提案するものであります。

内容については、お手元の意見書案のとおりですので、お目通しをいただきたいと思います。

○委員長（南出昌彦君） これも事前配付しておりますので、お目通しいただいてと思います。

説明が終わりました。

本件について質問等ありませんか。

森下議長。

○議長（森下伸吾君） 合併浄化槽の更新にかかる補助ということですが、一般家庭の方で、大体ですね、この合併浄化槽の更新にどれぐらい費用がかかるのか、少し教えていただければと思います。

○委員長（南出昌彦君） 下水道課長。

○下水道課長（辰巳谷昭範君） 質問にお答えいたします。

まず、合併浄化槽から合併浄化槽の更新にかかる費用なんですけども、私の家も合併浄化槽でして更新いたしております。概ねで言わせていただきますと、大体 100 万円ぐらいはかかっております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかに質問ございませんか。

岡委員。

○委員（岡 弘悟君） いや合併浄化槽ね、いろいろ質問させてもうたんで、お願いなんですけど。今度こそ認可区域きっちりしてから、こういう更新の時にも、また貰え

れへんみたいな話にならんようにだけしてください。もうそれだけは、ほんまにやめて欲しい。きっちりもう認可区域外す所はもう外して、きっちり次更新の時には必ずそこのご家庭も貰えるように、きっちり枝も、もう全部調べて、それだけはやっていただきたいていうのだけお願いしときます。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかに、田中委員。

○委員（田中博晃君） これ浄化槽、合併浄化槽自体の耐用年数って結構長い。二、三十年ってなとんやけど、正味ほんまに、もっといけんちゃうのっていうところもあって、例えば住んでる人が、家の人が減ってきて使ってる量が少ないであったりとかっていうのもあるんですけども、そういった部分について、どのようなお考えって言ったらかかしいけど、どのようにこれうちら受け取ったらええんやろ。やっぱり更新したいけどできない、費用がかかる、でも住んでる人が少ない、そんな使ってないやんかっていうのも結構出てくるんですけども、そういった部分については、どのようにお考えですか。

○委員長（南出昌彦君） 下水道課長。

○下水道課長（辰巳谷昭範君） ここに書かせてもらってます 20 年から 30 年っていうのは、一般的な普通に使用しとっての耐用年数ということになります。使ってないからといって、じゃあ、その耐用年数が実際伸びるのかっていうのは、ちょっとわからないところではございます。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ほかにございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋英和君） それですね、私は二、三十年もうちょっと持ってるよなっていう感覚なんですけどね。でも、強制的に 30 年きたからあなたとこはやり替えなさいは言っていないんやろ。そしたら自発的に、そのお宅の人が、もう壊れたという判断しない限り修理しませんよね。そんなん金かかる

から。少々壊れとつても、ちゃんと浄化されてなくても放流しとるっちゅうケースもひょっとしたらあるんじゃないかなって勘ぐってしまうんやけど。その辺、でも一切強制力持ってないんですよね。あんたともうすぐ修理しなさいよという命令は出さないっていうことは、本人の判断っていう、その辺の曖昧さちょっと説明いただけるかな。

○委員長（南出昌彦君） 下水道課長。

○下水道課長（辰巳谷昭範君） 確かにおっしゃるような強制力っていうのはないんですけども、私の家で言わせていただきますと、二十数年、二十二年ぐらいで更新というか、浄化槽自体が破損して、穴があいてまって、適正に処理されないような状況になりましたので、それはそのまま垂れ流しにしますと、結局、水環境が損なわれると。それは、我々としても避けなければならないということもございますので、やはり適正に更新していつていただきたいということもございます。また、少しでも住民負担

というのを小さくしたいということもございまして、この要望というのをさせていただいております。

以上です。

○委員長（南出昌彦君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ないようですので、次に、それでは取り扱い等に。それでは、委員長より申し上げます。

意見書の文案は、意見書（案）を基本とし、細部、字句の整理については正副委員長に一任いただくこととし、会議規則第14条第2項の規定により本委員会から提出いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（南出昌彦君） ありがとうございます。ご異議がありませんので、そのように決しました。